

重要事項説明書
(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)
 < 令和6年4月1日 > 現在

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

0982-35-0010 (午前8時30分～午後5時30分まで)

* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 事業所の概要

(1)		介護予防支援	介護予防ケアマネジメント
	事業所名	延岡市恒富南地域包括支援センター	
	所在地	宮崎県延岡市沖田町2240番地1	
	事業者指定番号	宮崎県 第4500300142号	なし
	サービスを提供する対象地域	共栄町・伊達町・構口町・平原町・鶴ヶ丘・塩浜町・若葉町・沖田町 片田町	

(2) 運営の方針等

- ① 地域に居住する高齢者が安心して生活し、「いつでも、どこでも、誰でも」受けることができる福祉、保健、医療のサービスを提供できるよう支援いたします。
- ② 支援の提供においては、市町村等保険者、居宅介護支援事業所、医療機関、介護保険施設を含むサービス事業者、また地域の関係者等との連携に努めます。

(3) 職員体制

	資格	常勤	業務内容
介護予防支援管理者	主任介護支援専門員	1名 (兼務)	管理全般
介護予防ケアマネジメント管理者	社会福祉士	1名 (兼務)	管理全般
担当職員	主任介護支援専門員	1名	介護予防支援及び 介護予防ケアマネジメント業務
	看護師	1名	
	介護支援専門員	1名	

(4) 営業時間

平日・土	午前8時30分～午後5時30分
日・祭日	休業

※ 緊急連絡電話 0982-35-0058

※ 12月31日より1月3日までは、休業とします。

3 介護予防支援及び介護予防支援ケアマネジメントの申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 担当職員が、契約者本人や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。
- ② 担当職員より、在宅サービス事業者に関する情報が提供され、契約者が事業者を選びます。
 ※介護予防支援サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ③ 担当職員を中心に、サービス担当者や契約者本人、家族も参加し、意見交換等を行います。

- ④ 担当職員は、サービスを受ける契約者の希望や心身の状態をよく考慮してサービス計画を作成します。
- ⑤ 担当職員は、計画の内容を説明し、計画が契約者の希望にあっているか確認します。
- ※サービス計画上の事業所については、位置づけた理由の説明を求めることができます。

4 医療機関や関係事業所との連携

- ① 医療系サービスの利用を希望される場合は、契約者の同意を得て主治医への意見を求め、作成したサービス計画書について交付します。
- ② 契約者が医療機関への入退院や介護保険施設等の入退所をされる場合は、関係先と速やかに情報伝達や情報の収集の調整を行います。
- ③ 担当者が把握した契約者の心身の状況や介護サービス事業所から伝達された口腔に関する問題、服薬状況等、必要な情報について主治医や関係事業所に伝達します。
- ④ これまで障害福祉サービスを利用されていた方が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害福祉制度の特定相談支援事業者等と連携します。

5 利用料金 別 紙 ※料金改定ごとに、ご説明いたします。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話のほか来所等にてご相談下さい。その後、職員が訪問させていただきます。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 契約者のご都合でサービスを終了する場合、利用者は利用終了を希望する日の14日前までに事業者へ通知するものとします。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の介護予防支援事業者等をご紹介いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・契約者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付等でサービスを受けていた契約者の要介護認定区分が、要介護又は非該当と認定された場合
 - ・基本チェックリスト実施の結果、事業対象とならなかった場合
 - ・事業者が解散及び破産した場合、又はやむを得ない事情により事業を閉鎖した場合
 - ・事業者が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
 - ・契約者がお亡くなりになった場合
- ④ その他
契約者やご家族などが当事業所や当事業所の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただきます。
- (暴言、暴力、嫌がらせなどの迷惑行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為)

7 業務の委託

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの業務について、指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。その際には、契約者と協議の上で決定します。

8 秘密保持と個人情報について

- (1) 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (2) この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (3) 指定介護予防支援等の業務の一部を委託する居宅介護支援事業者には、介護予防サービス等の提供のために必要なご契約者様及びご家族に関する情報を提供します。
- (4) 事業者は、契約者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、厳格な取り扱いの中で管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。
また、指定介護予防支援等の業務の一部を委託する居宅支援事業所も同様の個人情報の保護を行います。

9 事故発生時の対応について

当事業所が契約者に対して行う指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかにご契約者様の家族及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

当事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の号に掲げる措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会 を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

13 相談窓口・苦情対応

(1) 利用者相談・苦情担当

介護予防サービス計画や介護予防ケアマネジメント計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者	重黒木 加代子	電話	0982-35-0010
-----	---------	----	--------------

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

延岡市介護保険課計画指導係	所在地	延岡市東本小路2番地1
	電話	0982-22-7069

宮崎県国民健康保険連合会	所在地	宮崎県宮崎市下原町231番地1
	電話	0985-35-5301

※ 宮崎県国民健康保険連合会は、介護予防支援及び指定介護予防サービスに関する苦情のみの対応となります。

14 当事業所及び法人の概要

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ふれあい福祉会 |
| (2) 理事長名 | 楠 田 富 雄 |
| (3) 住所 | 宮崎県延岡市沖田町2240番地1 |
| (4) 電話番号 | 0982-35-0005 |

(5) 併設事業所

介護老人福祉施設	
短期入所生活介護事業所	介護予防短期入所生活介護事業所
居宅介護支援事業所	
通所介護事業所	介護予防・日常生活支援総合事業所(通所介護相当サービス)
指定介護予防支援事業所	
地域包括支援センター	

15 介護予防サービス・支援計画書の作成委託先（指定居宅介護支援事業所）

(1) 事業所名			
(2) 所在地	〒	-	
	延岡市		
(3) 事業者指定番号	宮崎県	第	号
	電話番号	- () -	

※ 介護予防サービス・支援計画書の作成委託先の欄は、指定居宅介護支援事業所に介護予防サービス・支援計画書の作成を希望された場合(契約の代行を含む)のみ記入する。

同意書

令和 年 月 日

※ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項について説明をしました。

事業者

事業者名 宮崎県延岡市沖田町2240番地1
社会福祉法人ふれあい福祉会

説明者 延岡市恒富南地域包括支援センター

※ 私は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおけるサービスの提供開始に同意しました。

※ 私は、介護予防サービス・支援計画等を作成し、円滑に実施するために、関係機関に私及び家族に関する必要な情報を伝えることに同意します。

※ 私は、円滑な支援が実施されるため、医療機関に入院となった場合は、機関に対して担当者名(当事業所、ケアマネージャー)を伝えます。

契約者 住 所 _____

氏 名 _____

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

利用者との続柄 ()